

9 千葉県市町村公平委員会からの業務の状況報告
(勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況)

普通地方公共団体は、人事行政機関として、人事委員会と公平委員会のいずれかを必ず設置しなければなりません。本市においては、公平委員会にかかる事務を千葉県市町村総合事務組合において共同処理しています。このため、職員は、同組合が公平委員会にかかる事務を行うため設置した千葉県市町村公平委員会に対して、地方公務員法第46条から第51条の2までの規定に基づく勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての不服申立てをすることができます。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の件数

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求に係る事項	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての件数

区分	件数
不利益処分に関する不服申立てに係る事項	0